



青い空 緑の山と風
黄色のうねりは
人類の理想 文化を表わす。
それらが混然一体調和して
ロータリーの理想に向って
昂って行く姿を示している。



Weekly Report

◎幹事報告 幹事 橋口 洋三

① 9月13日(水) 創立5周年記念式典について

集合時間：会員 午後3時、夫人 午後4時

式典：午後5時～6時15分

懇親会：午後6時30分～8時30分

場 所：

式典：パルテノン多摩 小ホール

懇親会：第1、第2、第3会議室

登録料：¥15,000 (夫人無料)

振込先：三菱銀行 多摩センター支店

5周年記念事業 会計 藤本 吉文

支払期限：9月6日(水)よろしくお願ひ致します。

②多摩グリーンRCの例会臨時変更

9月13日(水) 創立5周年記念式典に振替

例会場の変更、振替、移動例会 お間違えのないよう
にお願いします。

③多摩3分区合同ロータリー財団委員長会が

9月11日(月) ホテル サンルート東京で開催され
ます。吉沢ロータリー財団委員長、出席。

④地区の社会奉仕・環境保全合同委員会が

9月18日(月) 新宿京王プラザホテルで開催されま
す。村上社会奉仕委員長、新海環境保全委員長、出
席。

⑤多摩市水泳連盟の岡野会長より、第16回多摩市民水
泳大会のご案内が届いています。

日 時：9月3日(日) 午前9時より

会 場：多摩市民プール

⑥阪神大震災義援金について、2750地区より報告
が届いています。1/23～7/28の間に5回送金し
まして、

送金合計 52,324,490円です。多摩グリーンRC
からは、会員の義援金は62万円、クラブより8万円
合計 70万円を送金しました。

⑦本日例会後、南野商事で理事会を開催します。役
員・理事の方は、出席願ひます。

第235回例会報告(8/30)

(1995年～1996年度第8回例会)

◎司会 SAA委員会 委員 杉山 英巳

◎点鐘 会長 萩生田茂夫

◎ロータリーソング ソングリーダー 吉沢 洋景
「四つのテスト」

◎会務報告 会長 萩生田茂夫

8月30日、日野ロータリーへ5周年の案内に参りま
した。日野ロータリークラブより30周年コンペのお誘
いがありましたが、親睦旅行と重なり、不参加の報
告。又、調布むらさきロータリーより5周年記念の案
内が来て居りますので20名位の出席をお願い致しま
す。又、多摩市にチャリティー演奏会の寄付を届けに
参りました。本日多摩市の方から、お礼と領収書が参
りました。

11月20日のIMに社会奉仕委員の方から1名パネ
ラーの要請が参りました。以上です。

東京多摩グリーンロータリー・クラブ

会 長：萩生田茂夫 副委員長：吉尾警太郎
幹 事：橋口 洋三 委 員 平野行廣・飯島裕美・根本泰守
会報委員長：小城 章員 関岡俊二・城倉正博・戸田昭寿

例会場 多摩そごう7F パンケットルーム

事務局：東京都多摩市落合1-9-1
多摩センタービル7階

TEL 0423-72-6463/FAX 0423-72-6491

例会日 毎週水曜日12:30 月の最終例会18:30

委員会報告

◎ニコニコBOX 親睦活動委員会委員長 伊東 巖

萩生田茂夫：調布むらさきより5周年の案内に多数の出席方お願い致します。

橋口 洋三：本日で幹事として2/12→1/6終わろうとしています。今後とも協力よろしくお願ひします。

大熊 将夫：山崎さんイニシエーションスピーチ楽しみです。家内の“誕生祝”ありがとうございます。ございます。

海野 栄一：野球の練習試合で……。山崎さん楽しみです。

北村 幸彦：久しぶりの夜間例会なので。

遠藤 立一：所用で他のRCでメイクアップしました。御迷惑をお掛けしたので。

猪股 末男：久しぶりですね。

奥田 文夫：9日お手伝いできませんでしたので。

大松 誠二：野球部の皆さま、お疲れさま。いい試合でしたね。

本日合計 金16,000円 本年度累計 金196,106円
初年度からの累計 金4,607,264円

◎出席報告 出席委員会委員 小坂 一郎

会員総数	55名
出席者数	43名
本日出席率	78.18%
8/9 出席率	87.27%

■メイクアップ 3名

伊神 稔 (8/19青少年交換委員会)
遠藤 立一 (8/22伊東)
奥田 文夫 (8/9・8/16鹿児島西)

■欠席届出者 11名

飯島 裕美 石田 政昭 風間 茂穂
森田 舞子 中山順一郎 奥木 博勝
佐方 伍郎 坂田 育男 新海源四郎
田畑 博 高村 弘

■欠席者 1名

臼井 博



◎ロータリー豆知識 ロータリー情報委員会委員 横倉 舜三

会員として守らなければならない事項

- ・例会途中の退席または遅刻
- ・出席の補填について
- ・他の奉仕団体への加入

◎ロータリー情報委員会 委員 赤尾 恭雄

前回例会の資料の中で親睦旅行ゴルフ大会案内がありました。クラブ本来の活動と言うものに分けて考える、親睦は旅行、ゴルフは有志であります。混同しないで下さい。又9月28日(木)ロータリー情報セミナーがあります。入会2年未満の方は出席義務がありますのでよろしく。

◎誕生日御祝 親睦活動委員会副委員長 北村 幸彦

中山 恒武 奥木 博勝 海野 栄一
山崎 光一 会員

令夫人誕生日御祝

大熊富美子 様 遠藤 秀子 様 小坂 勝子 様
鶴海 正子 様

◎ロータリー財団委員会 委員長 吉沢 洋景

9月1日より 1ドル=88円になります。支払する方はお早めどうぞ。

◎野球同好会 藤本 吉文

9月5日、東分区の野球大会が、府中健康センター球場で行われます。PM5:30までに集合して下さい。

これからの卓話 (予定)

9月6日 ウォルター・ストーク様
(日本アグファ・ゲバルト株式会社代表取締役)

「フィルムと市場開放」

9月20日 高野 範城

9月27日 クレイグ・ダンフィー様 (来日交換学生)

(今週の担当：城倉 正博)

【卓 話】

「我国の検察」 元広島高検検事長 竹村 照雄様



私、多摩の桜ヶ丘に住んで25年になります。弁護士になる前は38年間検察官をしておりました。弁護士になって6年経過し、同時に麹町ロータリークラブの会員としても5年間の皆勤表彰を頂きました。検察官の中に検事総長、次長検事、検事長、検事、副検事という5種類があり、全部を合わせて検察官というのです。憲法76条の3項に、「すべて裁判官はその良心に従い、独立してその職務を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。」とあります。ですから裁判官は自分が担当する裁判については、憲法並びに法律の拘束は受けませんが、何者からも圧力は受けません。ところが検察官は、その職務は検察庁法に規定されておりまして、一言で言いますと「刑事について公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を監督する」という面と、いかなる犯罪についても捜査する事が出来る。」という規定があるのです。これは検察官という者に与えられた職務権限です。検察官はその意味では独任制の官庁と言われて、「主任検事の私がやるんです。」と言う、そういう場面があるのです。しかし一方で、検察庁法をよく見ますと、検事総長は「全国の検察を指揮監督する。」とあるのです。高等検察庁の検事長は自分の管内の指揮監督をする。検事正は地方検察庁の管内の仕事の指揮監督をする。とあります。検事正というのは地方検察庁のトップにいるのを検事正といいます。検事長以上は辞令を頂く時に皇居に行って、天皇陛下の前で辞令を頂きます。私は大変幸運だったと思います。地方検察庁の検事正であつたら、この事件はこの検察官にやらすという事が出来るんです。仕事のやり方を見ていて、ちょっと具合が悪いと思ったら、その事件を引き取って別の検事にやらせる事が出来るのです。ここが基本的に違うのです。裁判所長が自分の裁判所の中にいる裁判官の仕事を見て、

頼りにならないから他の裁判官にやらせる事は絶対に出来ません。しかし検察庁はそれが出来ます。

山口地方検察庁で起訴した業務上過失致死傷事件、福岡の大学生がクラブでグループ旅行中に山口地検の管内で、一台の車が道路から転落しまして、乗っていた学生二人が死亡して、一人が植物人間、運転していた人である被疑者が業務上過失致死罪になる訳ですが、ところが事故の調べがあつてからは、大学がある為福岡に帰る訳です。そこで山口地検はその事件を調べたあとで、その当時運転していた学生は少年であつたのです。家庭裁判所で審判しまして、刑事処分相当ならもう一回検察庁に帰ってくるのです。そこで福岡地検に移送したのです。福岡地検ではその事件を見て、まだ少年だと刑事処分相当の意見をつけて福岡の家庭裁判所へ送つたのです。ところが家庭裁判所でやっているうちに成人に達したのです。成人ですと家庭裁判所も手を離れて検察庁に戻ってきます。検察庁の方ではそこで処理しなければいけないのですが、処理しようと思つたら、この学生は大学を退学しまして、郷里の宮崎県へ帰り、謹慎していたのです。そこで福岡地検は被疑者現在地と言ひまして、宮崎地検へそれを送りました。

宮崎地検では調べようと思つたのですが、非常に重大な事件で、これは犯罪地処理相当だと判断し山口地検に送り返しました。この事件は福岡へ行き、宮崎へ行き、そして又元に戻つて起訴になつたのです。そして裁判があり有罪になつたのです。そして本人は執行猶予がついたのです。そこで山口地検は、これは量刑が軽すぎると、遺族の方もけしからんと執行猶予は不満だという被害者側の意識もある。全体的に量刑の統一をはからなければいけないという検察の立場としては、広島高等裁判所に公訴したいという、これが相談の中味です。それに対して私は結論として、公訴はまかりならないと。地検に任せればいいものを私が広島高検検事長として広島高検管内の検察について最終的責任を負う者として私がそれを許さなかつたのです。なぜ許さなかつたかというと、私が一番氣になつたのは、訴追の遅れなのです。早くやろうと思えばやれたのに、事件が起きて二年以上経過しているのです。事情がそれぞれあつたとはいえ、宮崎地検で一年以上もそのまま放置されているのです。そこで宮崎地検では、皆さんの記憶にあると思いますが知事さんをめぐる黒い霧とか何とかありまして、庁あげて忙しかつたのです。従つて一年以上そこで放置されたままだつたのです。ところが被害者の方は福岡地裁に民事の損害賠償請求を起こしていました。一向に刑事の処分があつたという事を聞かないものだから、どうなりましたかと宮崎地検に照会して宮崎地検があつてた訳で

す。その間に次の様な事があったのです。私が高検として地検に調べさせたのです。被告人は謹慎していたのです。しかし被告人のお父さんというのは職務中の事故で退職して年金生活をしているのです。一人息子なのです。これは親を養わなければいけないのです。謹慎していたのですが何の収入もないものですから、彼はコンピューターの専門学校に行き直して就職し、判決があった時は研修に行っていたのです。私は検察には検察の訴追が遅れたそれなりの理由があったろうけれども、被告人並びに社会の人達にとってみれば、検察の訴追の遅れの責任は検察が負うべきであって、被告人に負わすべきではないと、しかもこんなに更生して新しい人生を踏み出した被告人をもう一回刑務所に返すという事は私はやらない。私の検察はそういう検察ではないと、ちょっといばってしまった格好ですが、そういう結論が通せるのです。それが検察です。

検察官としての思い出はいっぱいあります。その中で私が自分の心に刻んで検察をやっていこうと思った事が二つあります。

その一つは新任の時札幌地検に行きました。まだ一年生の時です。他の人のやった事件を引き継いで被告人の公判に立ち会ったのです。これは在日朝鮮人でした。彼は徴用で来て北海道の飛行場で整地作業をしていた時にグラマンの機銃操作で足に負傷して足を引きずって歩いていました。簡単な事件でありましたが前科がありまして起訴されていました。徹底否認事件です。私は記録や証拠を見てこれは充分だと思ったけれども初めて来日朝鮮人という人達の事、特に徴用で日本に来た経緯を勉強してみました。法廷が進んで論告が終わって求刑をします。弁護士が弁論をし、次に問をおいて判決があるのです。論告をした時に被告人については証拠によってその証明は充分だという事実関係によって懲役〇〇年を求刑すると、ただ最後に一言付け加えたいと言ったのです。その言った事は「この被告人は天涯孤独です。身寄りがいません。昭和〇〇年に徴用で日本に来てから日本で働いていました。そしてこうして負傷して帰るに家がなく、この地に留まっておってこういう生活をしている。そして今、犯罪を犯して裁きの庭に立っているけれども、この人の生涯の事を思うと私は心が痛みます。」変な話、昭和26年に首相が謝ってない事を私が謝ったのです。「どうかそういう事に心がめげないで被告人は立ち直してほしい。」と付け加えました。そして最後に被告人が言った事は「私がやった事は間違いありません。」と今迄全部否認していたのを認めてしまいました。その後検察官である私の方に退任する時頭を下げるのです。一年生である私にとっては実に強烈な印象で、我々

が検察の対象にしている人を充分に考えて検察しなければいけない、という事が一つの柱です。

私が20年近く東京地検で携わった中で、昭和27年5月1日に皇居前広場で行われたメーデー事件、約1万名と警察官数千名とが対峙して大騒ぎになった事件、起訴された被告人は261名、私は公判立会い検事を10年間やりました。他の人はいろいろな経験をしている中で10年間1ヶ所に留まり、どっからも迎えがこない。しかし後で振り返って見た時に自分がその後の人生を生きていく場合に、この10年間の苦しみと経験がどれ程役に立ってきた事か、そこで得たものは人生にマイナスはないなあと思っています。自分の課せられた運命の中には必ずプラスがあるからそれを活かしてやって行けば、さらに道があるのだと思ったのがメーデー事件の体験でした。

入国管理局には4年近く居りました。まだ差別のある中、役人の中で1人ぐらいいは在日朝鮮人の為に奮闘する者があってもいいのではないかとこの事を深く心に決めてやった事等数々の思い出がありますが、入管勤務をやった最終的な結論は、人間は日本人であろうと外国人であろうと人間に変わりはないのだから、入国管理行政の究極は結局外国人処遇でなく人間をどうするかという人間処遇の問題なのです。自分の心の差別感情と闘いながら自分の組織の中にある差別と闘いながら、どうやって道を切り開いてゆくかという事が私にとってみれば素晴らしい思い出になっています。

その後検事長になり、弁護士になっています。根が検察官ですから、検察官的な弁護士でダメなのですが依頼者の為に一生懸命やらねばならないと肝に銘じています。検察官の時は、国から報酬を頂いていましたが、今ではドロボーさんからお金を頂いて仕事をしています。この点が大きな違いです。従ってそのドロボーのこれからの人生にどれだけお役に立てるかという事が刑事弁護をやっている者の本当のつとめだと思います。

日本法律家協会の会報「まど」という小冊子を置いてゆきます。この中に私が「1億2千万分の1の役割」と題してある右翼青年の弁護をし、この青年から学んだ事を書いておきました。よろしければ御一読下さい。

第234回例会(8/23)において

(卓話担当 関岡 俊二)